

第3次
省エネ・エコオフィス実践プラン21
(羽生市地球温暖化対策実行計画・事務事業編)

令和3年10月

令和4年9月一部改正

羽生市

目 次

I 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置付け	
3. 計画の期間及び基準年度	
4. 計画の対象	
II 温室効果ガスの排出量等の現況	4
1. 省エネ・エコオフィス実践プラン2.1（旧計画）の取組結果	
2. 羽生市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況	
III 削減目標及び削減に向けた取組	6
1. 基本方針	
2. 削減目標	
3. 具体的な取組項目	
IV 計画の推進体制	12
1. 推進・点検体制	
2. 職員に対する働きかけ	
3. 進行管理	
4. 実施状況の点検方法及び公表	
V 資料	14

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

地球温暖化は、主に人為的な活動に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。

その影響は、単純な気温の上昇にとどまらず、わが国においてもゲリラ豪雨、台風等による被害、農作物や生態系において観測されています。地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際的な動きとしては、平成27（2015）年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の目標として「世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して2℃より十分低く抑え、さらに努力目標として1.5℃未満に抑えること」が掲げられています。

国際的に脱炭素の取組が加速する中、国は令和3年10月に「地球温暖化対策計画」を改訂し、「温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」目標及びそれに向けた対策・施策を示しました。

また、埼玉県は国の削減目標を踏まえ、令和4年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改正しました。

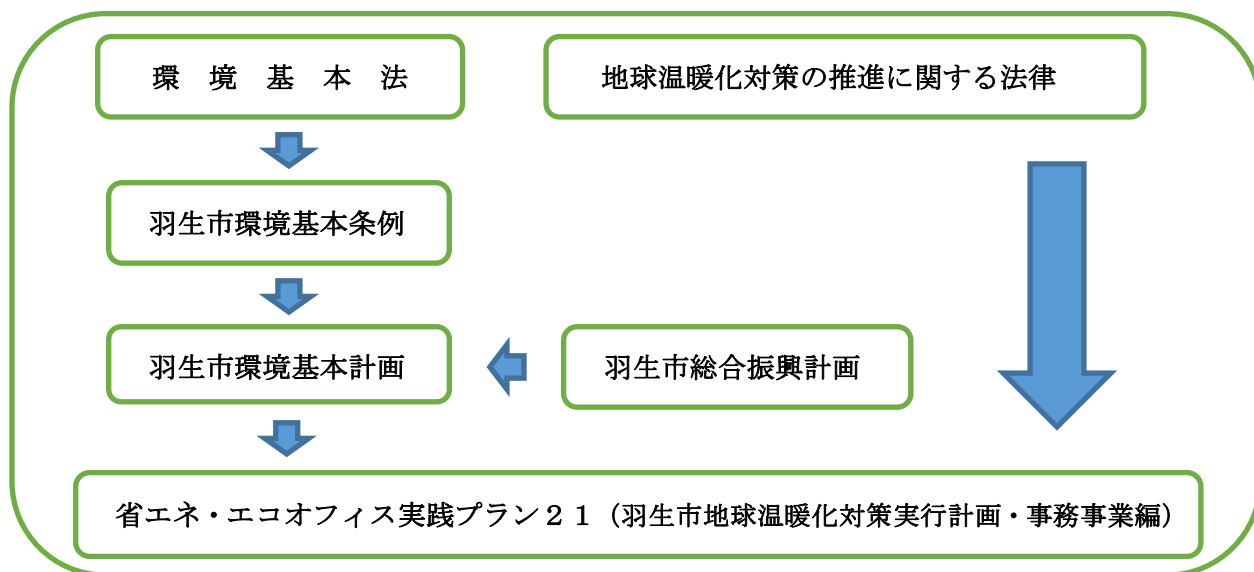
このような中、本市では、第1次「省エネ・エコオフィスプラン21（羽生市地球温暖化対策実行計画）」を平成16（2004）年3月に策定し、その後、第2次計画を平成23（2011）年1月に策定し、本市の事務事業により排出する温室効果ガスの削減に向けて様々な取組を実施してきました。

今回、温室効果ガスの削減に向けた取組をより一層推進していくため、環境情勢の変化や平成29（2017）年3月に公表された新たな「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を踏まえ、第3次計画となる「省エネ・エコオフィス実践プラン21（羽生市地球温暖化対策実行計画・事務事業編）」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項において策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」です。

また、第3次羽生市環境基本計画に掲げる基本目標3「気候変動の緩和と適応を進めるまち」を具体的に実行する計画としても位置付けています。



【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

（2～7 省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 計画の期間及び基準年度

・計画の期間……………令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで10年間

・計画の基準年度……………平成25（2013）年度

※計画の期間中に国の基本方針の見直しなど社会情勢の変化が生じた場合、適宜見直しを行います。

4. 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された温室効果ガスのうち、市の事務事業において発生することが想定されない種類を除く、以下の4種類とします。

■対象の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	人為的発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼や電気の使用等	1
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立て、家畜等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、し尿・雑排水処理等	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷蔵庫やエアコンの廃棄等	12~14,800

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準として、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化に対する効果があるかを表しています。数字が大きいほど地球温暖化への影響が大きいとされます。

(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、羽生市が行う全ての事務事業及び羽生市が所有する全ての施設(指定管理者制度により管理運営する施設を含む。)とします。

また、計画期間中において新設される施設についても対象とします。

■対象施設

市役所庁舎、駅自由通路、女性センター、保育所、学童保育室、もくせいの里、老人憩の家、保健センター、斎場、市民プラザ、羽生勤労者総合福祉センター、道の駅はにゅう、お種さん資料館、三田ヶ谷農林公園、三田ヶ谷農村センター、清掃センター、汚泥再生処理センター、一般廃棄物最終処分場、岩瀬土地区画整理組合事務所、公営住宅、浄水場・配水場、水質浄化センター、羽生中継ポンプ場、消防本部、消防署 西分署、消防センター、小・中学校、学校給食センター、公民館、集会所、体育館・中央公園、グラウンド夜間照明、産業文化ホール、図書館・郷土資料館、防犯灯、防災行政無線、道路等照明灯、その他排水ポンプ等市管理施設

Ⅱ 温室効果ガスの排出量等の現況

1. 省エネ・エコオフィス実践プラン21（旧計画）の取組結果

（1）計画年度、基準年度及び排出抑制目標

二酸化炭素(CO₂)の排出量を、平成26（2014）年度において、平成19（2007）年度比6.0%抑制します。

（2）取組結果

■電気・燃料使用量

区 分	平成19年度 基準年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標年度	基準年度比
電気(kWh)	12,688,597	12,390,945	11,200,030	11,395,343	11,354,853	11,181,120	▲11.9%
ガソリン(ℓ)	51,969	48,858	60,253	46,735	46,069	46,122	▲11.3%
軽油 "	29,666	19,714	20,853	19,952	22,442	20,090	▲32.3%
灯油 "	194,281	198,909	143,409	161,829	165,624	160,746	▲17.3%
A重油 "	376,000	484,860	517,000	439,500	381,000	370,400	▲1.5%
LPG(m ³)	10,402	10,502	10,076	9,733	10,007	8,670	▲16.7%

■温室効果ガス排出量（二酸化炭素に換算、単位：t-CO₂）

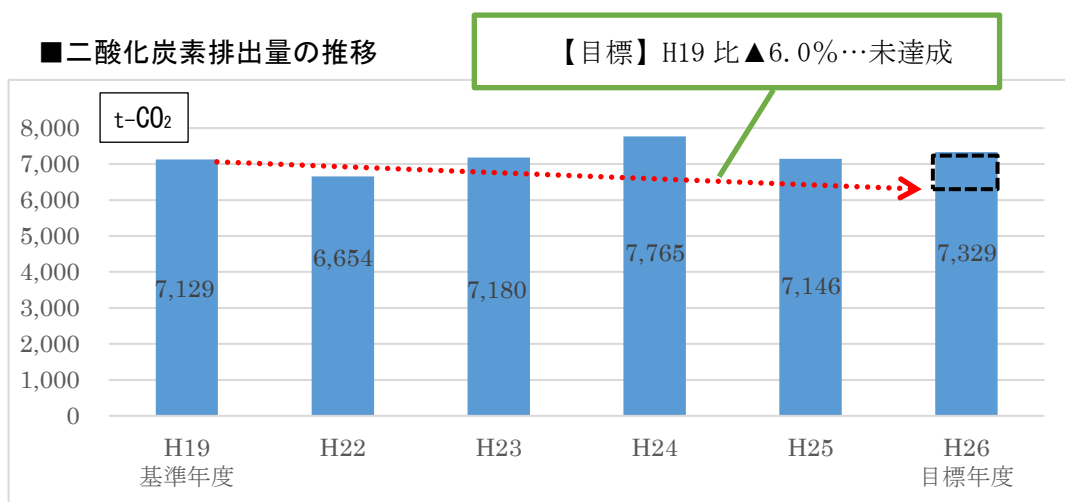
区 分	平成19年度 基準年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標年度	基準年度比
電 気	5,397	4,649	5,198	5,983	5,506	5,740	+ 6.4%
ガソリン	121	113	140	108	107	107	▲11.3%
軽 油	77	51	54	51	58	52	▲32.3%
灯 油	484	495	357	403	412	400	▲17.3%
A重油	1,019	1,314	1,401	1,191	1,033	1,004	▲1.5%
L P G	31	32	30	29	30	26	▲16.1%
合 計	7,129	6,654	7,180	7,765	7,146	7,329	+ 2.8%
電気事業者 排出係数	0.425～ 0.473	0.375～ 0.429	0.464～ 0.547	0.525～ 0.600	0.380～ 0.531	0.454～ 0.568	
(参考値) 太陽光発電事業による温室効果ガス削減量を算定に含めた場合						6,956	▲2.4%

温室効果ガス排出量について、基準年度である平成19年度と比較すると、目標年度である平成26年度は2.8%増加しており、旧計画の目標▲6.0%を達成できませんでした。

電気・燃料使用量については、基準年度より全区分で減少しました。しかし、温室効果ガス排出量については、電気の区分のみが電気事業者の排出係数の増加により6.4%増加し、全体では2.8%の増加となりました。

なお、参考値となりますが、平成25年度から開始した太陽光発電事業による温室効果ガス削減量を算定に含めた場合、基準年度比で▲2.4%となります。

今後は、引き続き使用量の抑制を行うとともに、電気事業者の排出係数にも考慮し、より一層の温室効果ガス排出量の抑制に取り組む必要があります。



2. 羽生市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

近年の羽生市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況は、下表のとおりです。

■活動種別の温室効果ガス排出量（二酸化炭素に換算、単位：t-CO₂）

原因（活動の種類別）		平成25年度 基準年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃料の使用	ガソリン	107	90	86	80
	灯油	412	376	367	348
	軽油	58	62	68	68
	A重油	1033	1,108	1,104	939
	LPG	65	50	51	49
電気の使用		6,591	6,712	6,312	6,121
一般廃棄物の焼却		248	261	262	259
その他		127	123	123	120
合計		8,641	8,782	8,373	7,984

※対象範囲（対象施設・業務等）が旧計画と異なるため、Ⅱ-1-(2)の表と数値は一致しません。

Ⅲ削減目標及び削減に向けた取組

1. 基本方針

国は令和3年10月に「地球温暖化対策計画」を改訂し、「温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」目標及びそれに向けた対策・施策を示しました。

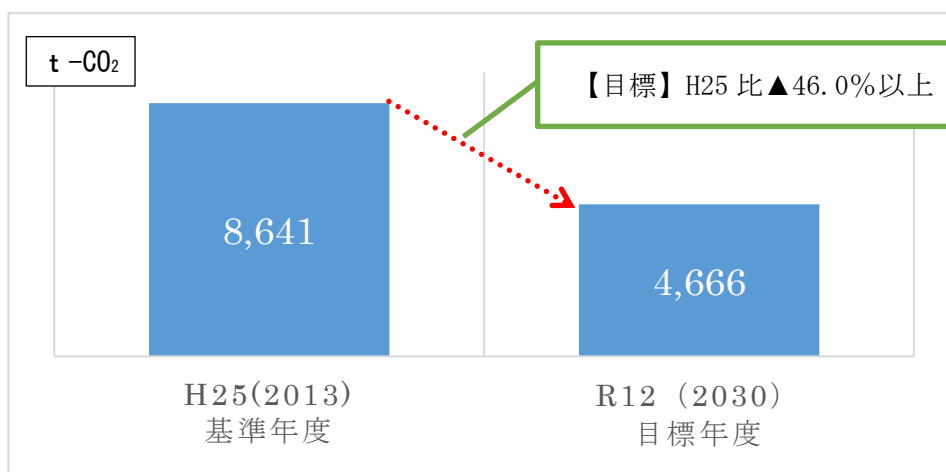
また、埼玉県は国の削減目標を踏まえ、令和4年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改正しました。

本市においても、国や県の基本方針の変更を受け、新たな削減目標を設定します。削減目標を達成するため、具体的な取組項目を定め、温室効果ガス排出削減に取り組めます。また、取組を実施するにあたり、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、事務事業を遂行していきます。

2. 削減目標

対象の温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度比46.0%以上削減します。

■温室効果ガス排出量削減目標



3. 具体的な取組項目

本計画の目標の達成のために職員全員が実行する取組です。小さい取組もありますが、全庁的に取り組むことにより大きな効果を発揮します。職員一人一人が主体的に実践し、組織一丸となって目標達成を目指します。

- 取組 1 : 施設の電気・燃料使用量の削減
- 取組 2 : 公用車の燃料使用量の削減
- 取組 3 : 用紙使用量の削減・再生紙利用の推進
- 取組 4 : 水道使用量の削減
- 取組 5 : ごみ排出量の削減
- 取組 6 : グリーン購入と環境配慮の推進

取組 1 : 施設の電気・燃料使用量の削減



○照明器具の適正な使用・管理

- ・ 始業前、昼休み、残業時、休日等は、必要な箇所のみ点灯とする。
- ・ 通路や階段等については、安全配慮に支障のない範囲で消灯する。
- ・ 会議室、湯沸室、地下書庫等は、使用時のみ点灯する。
- ・ 職員は、業務執行の効率化を常に心掛け、残業による点灯時間を減らすよう努める。
- ・ 「ノー残業デー」該当日については、17時30分の消灯に努める。
- ・ 設備の老朽化等に伴う公共施設の更新の際には、LED照明器具の導入を図る。
- ・ 人が常駐しないトイレや廊下などは、人感センサー付き照明の導入を図る。



○冷暖房機器の適正な使用・管理

- ・ 服装はクールビズ、ウォームビズを推進し、過度な冷暖房の使用を抑制する。
- ・ 空調機器の設定温度は、健康面に配慮しつつ、夏季28℃、冬季20℃を目安に設定する。
- ・ カーテンやブラインド、断熱フィルム等を使用し、冷暖房効果を高めるよう努める。
- ・ 空調機器フィルターの定期的な掃除などを行う。
- ・ 空調機器の吹き出し口周辺に物などを置かないようにする。
- ・ 設備の老朽化等に伴う公共施設の更新の際には、高効率空調設備の導入を図る。

○OA機器等の適正な使用・管理

- ・ パソコンは、省電力モードを活用し、外出時など長時間使用しないときは主電源を切る。
- ・ 電気ポットや冷蔵庫の使用は最小限にし、なるべく共有して利用する。
- ・ 未使用電気機器のプラグをコンセントから抜き、待機電力の削減に努める。

○エレベータ・自動ドアの使用自粛

- ・特段の事情を除き、職員の使用自粛を徹底する。
- ・夜間のエレベータ・自動ドアの使用を抑制する。

○ノー残業デーの徹底

- ・毎週水曜日及び毎月最終金曜日をノー残業デーとして徹底を図り、電気及び燃料使用量を削減する。

○公共施設の適正化による電気・燃料使用量の削減

- ・羽生市公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の集約化や複合化といった再配置を図り、併せて電気及び燃料使用量を削減する。

○その他の取組の推進

- ・自動販売機の設置数の見直しや省エネ型への交換を設置者に要請する。
- ・気候が穏やかな日は、できる限り自動ドアを開放しておく。

取組 2：公用車の燃料使用量の削減



○エコドライブ（温室効果ガスの排出を抑え、地球環境に配慮した運転方法）の推進

- ・空ぶかし・急発進・急加速の抑制やアイドリングストップを徹底する。
- ・運転前の点検や定期的な車両整備を励行する（タイヤ空気圧の調整、定期的なオイル交換、不必要物品の積載抑制など）。
- ・合理的な走行ルートを選択と経済速度（一般道：40～60km/時、高速道；80km/時）による走行に努める。
- ・近距離移動の際は、徒歩又は自転車を積極的に使用する。
- ・出張に際しては、公用車の相乗りを励行する。

ECO DRIVE

○次世代自動車（EV・PHV等）の導入促進

- ・温室効果ガス排出削減につながる電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）等の次世代自動車の導入を推進する。

○小型自動車の導入

- ・公用車の使用実態に応じた適切な大きさ（排気量）の自動車を選択する。

取組 3 : 用紙使用量の削減・再生紙利用の推進

12 つくも責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



15 段の豊かさも
けちる



○用紙の使用量の削減

- ・パンフレットなどの印刷物を作成する場合、必要最低限の部数の印刷に努める。
- ・会議資料等は、要点を押さえて簡素化を図り使用枚数を減らす。
- ・両面印刷、2 in 1 印刷、両面コピーを徹底する。
- ・電子メール、庁内 LAN 等を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・申請書類等の様式は、市民がインターネットで取得できるよう整備する。
- ・可能なものは電子申請に切り替える。
- ・コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピー防止に努める。
- ・ミスコピー紙は、機密文書を除き、専用の回収ボックスに収集し、再利用に努める。

○再生紙の積極的な活用

- ・コピー用紙など用紙類の購入にあたっては、再生紙を購入する。
- ・報告書、パンフレットなど外注等の印刷物については、再生紙の使用に努める。また、可能な限り、非塗工用紙（ノンコート用紙）を使用する。
- ・印刷物（広報誌や基本計画など）に再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度を記載する。
- ・トイレ用ペーパー、ティッシュペーパー、タオルペーパーなどの衛生用紙は、原則として古紙配合率 100%の製品を購入する。
- ・文具類（封筒、ノート等）は、原則として再生紙を使用した製品を購入する。
- ・名刺は、原則として再生紙を使用する。

取組 4 : 水道使用量の削減

6 安全な水とトイレ
を世界中に



12 つくも責任
つかう責任



○節水の推進

- ・食器具類の洗浄、洗顔、歯磨きの際は、水をためて使ったり、こまめに水を止めたりするよう心掛ける。
- ・節水器具（節水コマ、節水バルブなど）の取付けなど、水道の水量調節を行う。
- ・節水フラッシュバルブを使用し、トイレ用水の水量調節を行う。
- ・水漏れ等の点検を定期的実施する。
- ・公用車の洗車回数の削減や洗車方法の改善（バケツ利用など）に努める。

取組 5 : ごみ排出量の削減



○減量化の推進

- ・物を大切にし、長期間使用を心掛け、不要となったものも再利用に努める。
- ・紙類の使用量の削減に努める。
- ・商品購入時は、原則として簡易包装を依頼する。
- ・使い捨て製品の使用抑制に努める。
- ・マイボトル・マイバック利用を推進する。
- ・庁内の会議や打合せでの封筒の配布を、原則として禁止する。
- ・使用済み封筒の再利用に努める。
- ・ファイリング用品の積極的な再利用に努める。
- ・市が行うイベントについて、計画から運営までの全ての過程で環境に配慮する。

○資源化・リサイクル化の推進

- ・分別回収ボックス等を設置し、ごみの分別を徹底する。
- ・紙類は、新聞紙、段ボール、雑誌や雑紙などに分別する。
- ・容器類は、アルミ缶、スチール缶、びん、ペットボトルなどに分別し、業者による回収・リサイクルルートの確保に努める。
- ・シュレッダーダストは再生の用途に限られるため、シュレッダーの使用は最小限に努める。
- ・コピー機やプリンタ等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する。

取組 6 : グリーン購入と環境配慮の推進



○環境に配慮したグリーン購入の推進

- ・羽生市環境物品等の調達推進方針（羽生市グリーン購入方針）に基づき、環境負荷の少ない物品の購入に努める。
- ・エコマークやグリーンマークなど環境ラベルを取得している物品の購入に努める。
- ・再生素材・再使用製品などを使用した物品の購入を推進する。
- ・使い捨て用品や過剰包装製品は極力購入しないようにする。

○環境配慮契約の推進

- ・低炭素電力の積極的な導入を進めるため、電気事業者の温室効果ガス排出係数や未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況を鑑みて調達する。

- ・環境に配慮した設計に努め、再生材の利用を促進する。
- ・建設工事等を発注する際は、建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物の再資源化や再生資材の利用など廃棄物リサイクル率を高めるよう促進し、建設事業により発生する廃棄物を削減するよう要請する。

○環境に配慮した建物の省エネ化の推進

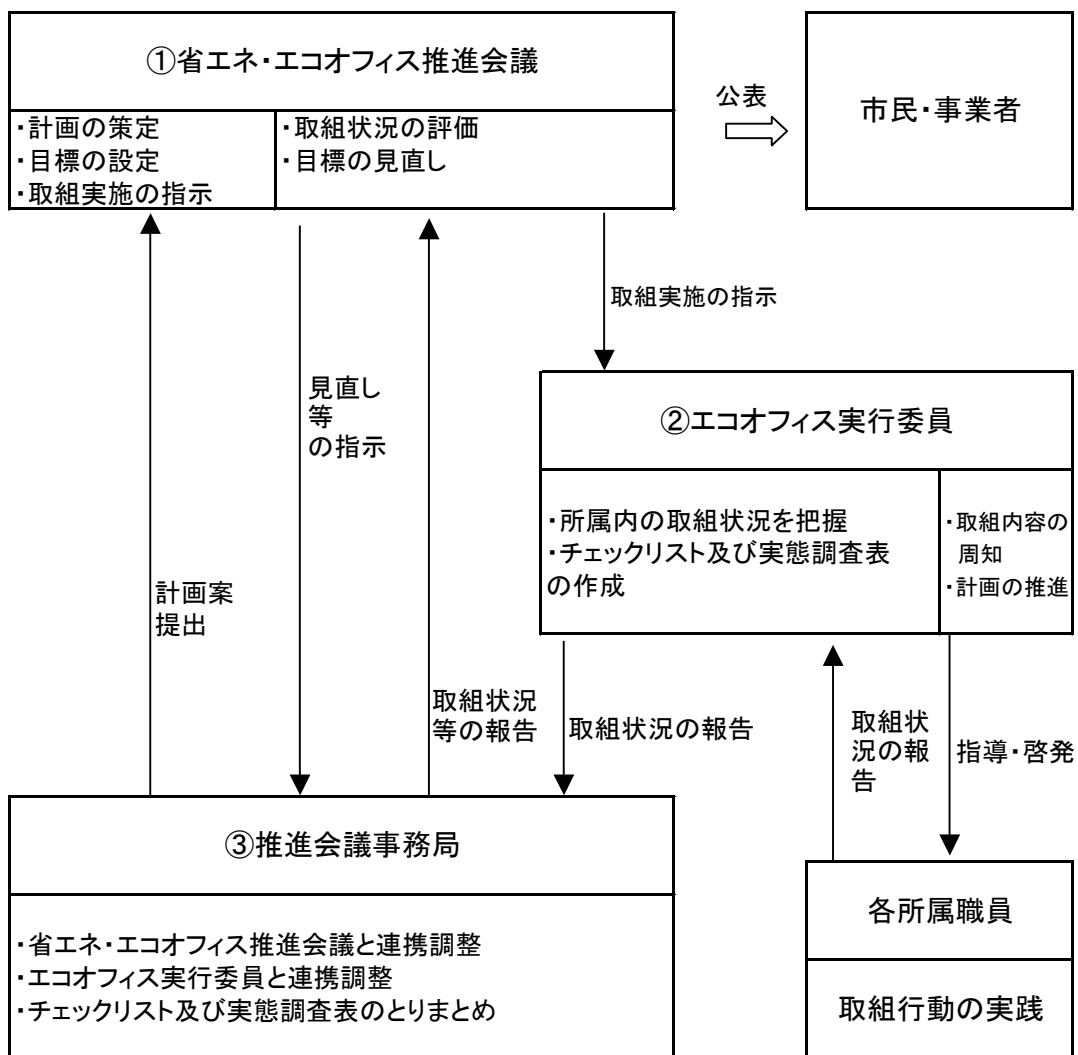
- ・公共施設の新築・改築や大規模改修時及び設備更新時に、施設の特性や立地状況等に応じ、費用対効果を考慮した上で省エネルギー効果の高い新技術や再生可能エネルギーの導入を図る。

IV 計画の推進体制

1. 推進・点検体制

- ▼全庁全職員が一丸となって主体的に取り組むことを原則とします。
- ▼本計画を推進するため、省エネ・エコオフィス推進会議を設置し、次に示す推進・点検体制を整備します。

【本計画の推進・点検体制フロー図】

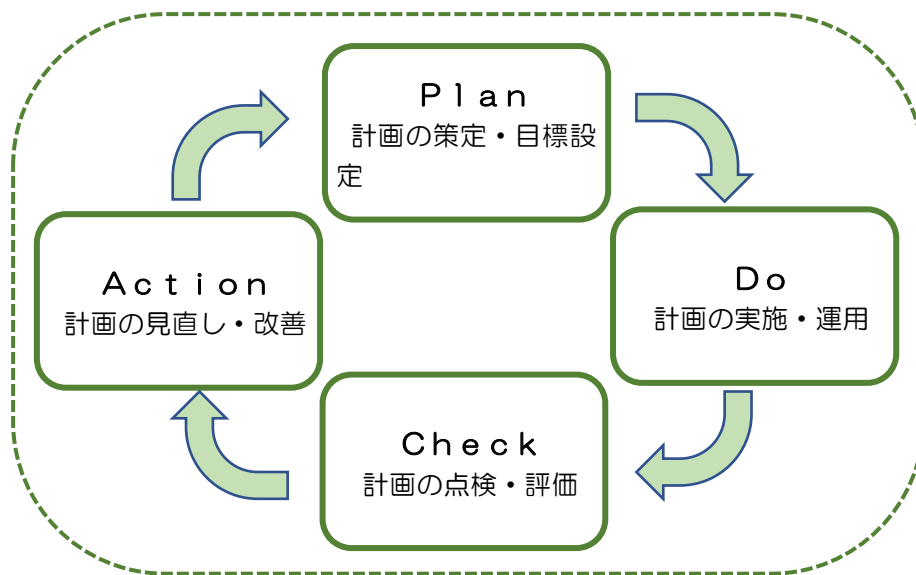


2. 職員に対する働きかけ

- ▼総務課・財政課・環境課が中心になって、職員に対し、本計画の趣旨及び内容等に関する周知・徹底に努めます。
- ▼総務課・財政課・環境課が中心になって、職員に対し、地球温暖化対策に関する研修・講演会等の実施に努めます。
- ▼本実行計画を各課にデータ配信するとともに、地球温暖化対策に関する情報や本計画に基づく取組情報を職員に提供します。
- ▼各職員は、職場だけでなく地域や家庭において、率先して本実行計画の取組を行うことに心掛けます。

3. 進行管理

- ▼本計画の推進は、PDCAサイクルによる進行管理を行い、取組を進めていきます。



4. 実施状況の点検方法及び公表

- ▼省エネ・エコオフィス推進会議において、定期的に計画の実施状況を調査し、計画の進捗状況を把握するとともに、取組の点検及び評価を行い、計画の効果的な推進方策等について検討します。また、必要な見直し等を行い、継続的な改善を図ります。
- ▼検討が必要な場合、省エネ・エコオフィス推進会議を開催し、これまでの実施状況を踏まえ、今後の取組方針を検討します。
- ▼本実行計画の進捗状況については、ホームページ等を活用し定期的に公表し、住民への周知に努めます。

V 資料

持続可能な開発目標－SDGs (Sustainable Development Goals)－

平成 27 (2015) 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (行動計画)」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げました。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1: 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10: 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2: 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11: 住み続けられるまちづくり</p> <p>包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3: 全てのの人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12: つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4: 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13: 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5: ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14: 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6: 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15: 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7: エネルギーをみんなにクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16: 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8: 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17: パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

※ 17 の持続可能な開発目標のアイコンと内容は、国際連合広報センターより